

上尾市こども保健センター条例をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 島山 稔

上尾市条例第33号

上尾市こども保健センター条例

(設置)

第1条 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、上尾市こども保健センター（以下「センター」という。）を上尾市緑丘二丁目1番27号に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健診室、会議室及び多目的室（以下「施設」という。）の利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、

若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第4項の規定による改正前の上尾市保健センター条例（昭和56年上尾市条例第8号。以下「旧保健センター条例」という。）の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の上尾市東保健センターの利用に係るものに限る。）は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。

3 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為（上尾市東保健センターに係るものに限る。）は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(上尾市保健センター条例の一部改正)

4 上尾市保健センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市健康保健センター条例

第1条中「上尾市保健センター」を「上尾市健康保健センター」に改め、「」を」の次に「上尾市春日二丁目10番33号に」を加える。

第1条の2を削る。

第6条中「定めるもの」を「定めるものの」に改める。

(上尾市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の上尾市西保健センターの利用に係るものに限る。）は、施行日以後における前項の規定による改正後の上尾市健康保健センター条例（以下「新保健センター条例」という。）の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。
- 6 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為（上尾市西保健センターに係るものに限る。）は、施行日以後における新保健センター条例の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。